

## ○藤沢市学校運営協議会規則

### (目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、対象学校（法第47条の5第2項第1号に規定する「対象学校」をいう。以下同じ。）の校長、保護者及び地域住民の意見を反映するよう努めるものとする。

2 教育委員会は、協議会を設置したときは、対象学校の校長に対して、その旨を通知するものとする。

### (学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育目標及び運営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 前各号に掲げるもののほか学校運営に関し必要な事項

### (学校運営等に関する意見の申し出)

第4条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、特定の個人に関する意見を除く。

- (1) 学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見
- (2) 学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見

### (委員)

第5条 協議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、任命又は委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他教育長が適當と認める者

- 2 委員の任命にあたっては、教育委員会は、対象学校の校長と協議するものとする。この場合において、当該校長は、委員の推薦をすることができる。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 教育委員会は、第10条の規定により委員を解任した場合には、速やかに新たな委員を任命するものとする。この場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第6条 委員の報酬については、藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則（昭和43年藤沢市規則第22号）に定めるところによる。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。ただし、当該対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、対象学校の校長と協議の上、開催日までに議案を示して、会長が招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 5 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関する協議及び議決に加わることができない。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が必要であると認めるときは、非公開とすることができます。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(委員の解任)

第10条 教育委員会は、委員本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第5条第5項の規定に反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任するに相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、対象学校が行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。